

新型コロナ介護への慰労金最大 20 万円

当会のそのだ修光常任理事(参議院議員)の強い要望活動により、介護現場職員への慰労金を含む第二次補正予算額の増額が決定

令和2年5月27日

介護現場職員に 5~20 万円の慰労金支給！

■ 介護事業者に 4,132 億円

政府は27日、新型コロナウイルス感染症の長期化や、第二波に備え、医療・介護現場への支援の充実を含む2020年度第二次補正予算案を閣議決定した。この補正予算において、緊急包括支援交付金のうちの介護分野の事業者にあてられる予算として4,132億円が計上される。政府は6月17日を会期末とする今国会での補正予算案の成立を目指す。

介護関係の支援策としては、当初、新型コロナウイルス感染症が発生した介護現場の職員を対象とした慰労金が想定されていたが、感染の発生しない介護現場においても広くその支給の範囲を拡大する方針が固まった。

具体的には、介護施設で感染が発生したり、濃厚接触者に対応した職員に20万円、それ以外の利用者に接する職員にも5万円が支給される内容となっている。

■ 当会のそのだ常任理事(参議院議員)の予算増額要望活動が実を結ぶ！

第二次補正予算において介護事業者にあてられる額は当初1,500~2,000億円程度が見込まれていたが、そのだ修光常任理事(参議院議員)は、介護現場において感染の発生が少なかったことは現場職員が感染防止のための懸命の努力の結晶であって、医療崩壊を防ぎ、WHOをして成功と言わしめた成果であり、これに対して報いるべきであるとの主張を官房長官・財務省・厚労省に対して粘り強く要請を行ってきた。この結果、高齢者介護施設・事業所のすべて、かつ感染施設以外の職員をも対象とした慰労金を含む4,132億円の予算を積み上げることができた。